

出生における同意の不在 反出生主義と wrongful life

長門裕介*

2021年5月29日

反出生主義の論点のひとつに「同意の不在」があります。反出生主義者は「同意がない」ということから出生させることを不正なものとし、それを差し控えるべきだと主張するかもしれません。一方、反出生主義に反対するひとはそれに対して、出生前に同意を取るとは原理的に不可能なのだからその議論は無効であると主張するかもしれません。この発表では「同意の不在」が反出生主義にとってどのように論点になるのかを検討した上で、いわゆる wrongful life 訴訟と反出生主義の関係を扱います。

1 導入：反出生主義の論点としての「同意」

1.1 あるニュースから

2019年2月に web 上で次のようなニュースが配信された。

インド・ムンバイ出身の 27 歳で、子どもを持つことに否定的な意見を持つ反出生主義者でもあるラファエル・サミュエル氏が、「同意なしに自分を生んだ」として両親を訴えています。

反出生主義は、その名の通り「人間は繁殖すべきではない」と信じる哲学的な立場を指します。特に哲学者のデイヴィッド・ベネターが反出生主義を擁護したことで、哲学の分野でしばしば聞くようになった言葉です。そんな反出生主義者のサミュエル氏に対して、海外メディアの LatestLY が独占インタビューを行っています。

出産および育児は、地球上で何万年もの間にわたって行われてきた人類の存続に欠かせない重要な行為です。子どもは両親に感謝し、多くの場合は従順であるようにと教育されるものですが、産んだことを子どもが永遠に感謝してくれるとは限りません。反出生主義者たちは、子どもの意志にかかわらず出産するという状況に反対しており、「同意を得られないなら生むべきではない」として、子どもを生むことに否定的な立場を示しています。

サミュエル氏は、「生殖は地球上で最も自己陶酔的な行為です。ほとんどの場合、なぜ子どもが欲しいのかを聞いても『私が欲しいから』という答えしか返ってきません。反出生主義者の課題は、人々が子どもを作らないようにするために、どうやって説得を試みるかにあります。なぜ出生に反対するかといえば、人生は多くの苦しみを伴うものだからです」と語っています。

サミュエル氏は、「私は人間がいかにもばかげた存在であり、自己奉仕ばかりしているかに気づいたので

* 大阪大学社会技術共創研究センター nagatoyusuke.ethics@gmail.com

す。この事実は私をイライラさせます」「人間は生態系を壊し、大気を汚染しています」と語り、人間という存在は地球という生態系における呪いでしかないと主張しています。実際、ある研究によると、人間は地球上に生息する野生の哺乳動物の 83 % (全生命の 0.01 %) を殺しているそうです。

地球上には何百万種類もの生物が生息していますが、地球を支配しているのは人間ただ 1 種のみです。その結果、地球は前例のないレベルの環境危機に瀕することとなっています。サミュエル氏のような反出生主義者たちは、そのような状況にある地球の生態系そのものを心配し、さらに悪化していくであろう環境に産み落とされることとなる子どもたちの将来も懸念しているというわけです。

サミュエル氏によると、反出生主義者は子ども嫌いというわけではなく、生殖が許されるのは「苦しみがなくなり、命の安全が保障される世界のみ」という考えであるとのこと。「人々は反出生主義が子どもを嫌う運動ではない、ということを理解していません。我々は必ずしも人間に無関心というわけではありません。不必要な繁殖を減らすことで、現代社会の苦しみを減らすことを望むだけの集団です」とサミュエル氏は語ります。サミュエル氏は「子どもは人生で苦しめられるべきではない」という信念を持っており、子どもたちは「親に何も借りがない」ことを強調するとともに、「インドの人々は『子どもを持たないという選択肢』が存在することを知っておかなければなりません」とサミュエル氏は語ります。インドでは「両親は神である」という考えが根付いているため、サミュエル氏が「両親を訴えた」という報道が行われたあと、サミュエル氏は多くの人に非難され、Facebook 上でも「恩知らず」というコメントが書き連ねられたそうです。しかし、サミュエル氏自身は両親と良好な関係を築いており、「両親は私の独特の考えを非常に誇りに思ってくれていて、法廷で私の言い分を覆すことを誓っていません」とサミュエル氏は語りました。

(「生まれることに同意していない」と両親を訴えた男性」、GIGAZINE (ギガジン)、2019 年 2 月 7 日、<https://news.livedoor.com/article/detail/15989368/>) *1

サミュエル氏はこのニュースに対する反応を紹介しつつ、自らの見解をまとめたマニフェストを公開している (Samuel 2021)。(おそらく) 成功したビジネスマンであり、両親との仲も良好だというサミュエル氏はこのマニフェストのなかで自身への反論に対して次のように述べている。

「あなたは逃避主義者だ！」彼らは「あなたは人生から逃げたがっている！」と書いてきます。これに対しては「私は逃避者ではなく、あなたのように苦しみを賛美することができないだけです」とだけ言いました。人生に立ち向かうことが偉業だと思っている人は、苦しみを美化している人でしかありません。私の経験からすれば、人生は楽しいものです。多少の苦しみも歓迎します。でも、それは「私の」苦しみです。同意なしに誰かを苦しめたりはしません。特に無防備な赤ん坊に対しては。(Samuel 2021, 23)

1.2 今回の発表で私はなにをやるのか

- この発表では反出生主義における「同意」の問題を扱う。同意の問題は、哲学者たちの間では、ベネターの非対称性に基づく議論に比して、あまり大きな扱いを受けているとは言い難い(『現代思想』の特集においても特に注目されている様子はない)。
- しかし、上述したように出生における同意の不在は専門的哲学者ではない反出生主義者によってしばし

*1 原文は Sandhya Raghavan, 'My Parents Are Extremely Proud of Me' : Antinatalist Raphael Samuel Who Sued His Folks for Giving Birth to Him, LATESTLY, Feb 06, 2019, <https://www.latestly.com/social-viral/my-parents-are-extremely-proud-of-me-antinatalist-raphael-samuel-who-sued-his-folks-for-giving-birth-to-him-628550.html>

ば論点化される。そして（後述するように）、反出生主義に反対する論者も場合によっては同意論に立脚して議論を行っているように見える。

- 同意とは何か？という問題は哲学・倫理学上の豊富な蓄積が存在するが、この発表では反出生主義における「同意（の不在）」の問題を明確化するために、この問題を政治哲学上の政治的責務論（ないし遵法責務論）と類比的に考察する。つまり、政治的責務論のリソースを活用して反出生主義における同意の問題の論点を整理する。
- 結論を先取りすれば、私は、同意を論点とする限り「各人は自らの誕生を肯定する義務がある」ないし「各人は自らの出生について親を非難しない義務がある」と言うことはできない、と主張する。この点において事情は反出生主義に（も）有利かもしれない。しかし、その一方で私は「出産が許容されるのはいかなる場合か」を問題とする「出産許容原理」を考えるにあたって、仮説的同意の理論が役割を果たすことを主張する。これを確認するために生命倫理学における wrongful life を引き合いに出して説明する。

2 同意不在論の問題圏

哲学者は反出生主義における同意の問題にあまりフォーカスしない、と述べたが森岡正博『生まれてこない方がよかったのか？』はこの問題に触れている（森岡 2020, 第7章-3）。この節では森岡に倣う仕方での問題の所在を確認しておく。（私のこの発表は森岡の記述に対する勝手な補足と考えてもらっても構わない）。

- 同意の問題を考えるにあたって、森岡はまずリヴァ・ワインバーグの出産許容原理を引き合いに出す（cf. Weinberg 2016）。

—— 出産許容原理（森岡による要約） ——

出産が許容されるのは次の二つの条件を満たすときのみである。

1. モチベーション制限：子供が生まれたらその子供を育て、愛し、伸ばしていきたい、という願望と意志によって、出産は動機づけられなければならない。
2. 出産バランス：何かのリスクがある環境下で出産を許容してほしいのならば、あなたが親として子供に課すそのリスクが、もしあなたが生まれてくる子供自身だと仮定したときに自分の出生の条件として受け入れたとしても非合理的ではない程度のものであるときにのみ、その出産は許容される（ただし、その子どもとしてのあなたは生き続けるだろう、と前提する）。

- これを踏まえて森岡は、いくらかの改訂案（これについては後述する）を提出しつつ、最終的にはワインバーグの議論は、出産に関する同意の不在からの反論に答えるものではない、と結論する。

というのも、ワインバーグの原理は、親が子に課す「リスク」の許容原理をどう見積もるかという問題設定のうえで動いており、けっして出産において「同意を得ないこと」の許容範囲を調べるものではないからである。もし生まれてくる子供が抱えるリスクがゼロだと仮定したとしても、やはり同意のなさの問題は存在しているのであり、ワインバーグの議論では後者はカバーできないからである。（森岡 2020, 303）

- これに続いてシアナ・ヴァレンティン・シフリンとアシール・シンの論文が紹介される。この説明は

『生まれてこない方がよかったのか?』では簡素なので、若干補って説明する*2。

- シフリンは、生まれてくる子供のリスクについて不注意ないし無謀に negligently or recklessly 行った生殖だけに道徳的な問題があるとするのは哲学的にアドホック（その場しのぎ）であり、生殖一般が一定程度 pro tanto の道徳的な問題を含むものであると主張する。なぜなら、生きるということはそれ自体、重大な害やリスクを課されるものであり、そのような損害やリスクを課されることについての同意が存在しない以上、生殖はそれらの押し付けになるからである (Shiffrin 1999, 136-7)。
- シフリンは、場合によっては、同意なく害やリスクを負わせることが道徳的に許容される場合もあることを認める。しかし、それは「より大きな害を避けるため」である必要がある、としている。たとえば、人命救助の場面において、意識のない要救助者の心臓マッサージに付随して肋骨を折るようなケースを考えればよい。しかし、子供を産むことはそのようなケースと類比的には語りえない。子供を産むことによって子供に生じる利益（さまざまな欲求をかなえること、重要な地位に着くこと、多様な知識を得ること……）は純粋利益 pure benefit であり、それはより大きい利益を与えるものではあるが、それに付随する害の悪さを棄却するものではないからである (Shiffrin 1999, 124-5)。

実質的な、より大きな害を避けるために与えられた害と純粋な利益を授ける bestow ために与えられた害の道徳的重要性の間には実質的な非対称性がある。(Shiffrin 1999, 126)

- ただし、シフリンは「あらゆる事情を考慮したうえ all things considered; ATC」であれば、出産は許容されうると考えていた。自分の課した負担を軽減したり部分的に肩代わりしようとするのであれば、同意がなされていない場合でも、重大な負担を伴うにせよ全体的に有益な条件を押し付けることは許容されるかもしれない。(Shiffrin 1999, 139)
- シフリンの主張のコアは反出生主義を主張することではなく、子供を産むこと一般の道徳的責任が通常考えられているよりも大きなものであることを自覚すべきであり、wrongful life 訴訟や養子縁組、代理母出産などについての私たちの考え方を改訂しようとするものであることは注意されるべきだろう。
- シンは、シフリン風の許される害といわゆるパターンリスティックな介入許容の違いをより明確にすることで、シフリンの議論の反出生主義的な側面を本人以上に強調する方針をとる (Singh 2018, 1146)。

シフリン「風」の許容される害の原理*3

次の条件が満たされている場合に限り、故意に受苦者 A を些細ではない程度に害することが許される。
a) それによって受苦者 A を既存のまたは予想される害から軽減または救うことができるという合理的な期待のもと害を与える、b) 与えられた害は軽減することを目的とした害よりも小さい害である。

パターンリスティックな許容可能な害の原理

ある人が、自分の行為に対する客観的な仮定的同意を前提とする正当な理由があれば、無同意の受苦者 A を些細でない程度まで故意に害することが許される (Singh 2018, 1144-1145)。

- シフリン風の原理とパターンリスティックな原理は一見よく似ている。通常許容されるパターンリスティックな介入はほとんどすべてシフリン風の許容される害とは矛盾しない。健康や教育に関する介入は客観的な善を促進するが、それは当人（介入される側）にとってより大きな害を防ぐことが十分期待できるという仕方で為されるからである（強制的な禁煙、識字教育などを考えればよい）。
- シンはシフリンの議論を大筋で引き継ぎつつ、その議論における仮定的同意 hypothetical consent の

*2 なお、シフリンとシンに関しては日本語で読むことのできる優れたまとめが存在するのでそれを参照されたい (中川 2020; ピーター 2021)。

役割に注意を向ける。仮説的同意とは「仮に同意を得られる状況下であったなら、本人がそのような扱いを受けることに同意することが十分期待できる」ようなものであると考えればよいだろう*4。これから親になる人のほとんどは「仮に生まれてくる子に対して出生に同意するか尋ねたならば同意するだろう」と考えるだろうから、反出生主義においてこの問題をより詳しく考えることは重要であるとする (Singh 2018, 1140)。

- シフリンは人命救助の例（より大きな害を避けるために与えられる害）においては、仮説的同意に訴えることを認めるが、純粹利益を生じさせるために与えられる害についてはそうすることを認めていない。より大きな害を回避しようとする場合には仮説的同意を推定することが許されるが、より大きな利益を与えることに付随する害の場合には、そのように推定することは許されない。パターンリズムはこの非対称性を無視している。
- そして、生殖については明らかに本人（生まれてくる子供）の既存の、あるいは予想される害を軽減したり救うことができるようなものではない (Singh 2018, 1146)。
- さらに、よほど不合理でなければ誰でも欲求するような経験の利益のためにどんな害を与えてもよいようには思われない。すばらしい夕日を見せたいという理由で寝ている客に軽い電気ショックを与える観光ツアーの添乗員を考えてみる。このツアーに参加している人はそのような夕陽を見たいという欲求があると推定することは十分合理的だろう。ここで、軽い電気ショックなら客は怒らないかもしれないが、激しいものであれば乗客は怒るだろうことは容易に想像できる。シンによれば、生殖行為はこの添乗員の行為にかなり類比的であるし、生まれてくることによって生じる害は電気ショックと違って半永久的に存続する点でより悪い (Singh 2018, 1146-1147)。
- 以上より、生殖の正当化に仮説的同意を用いることはできない、とシンは結論する。

3 同意とはなにか：予備的考察

- そもそも同意とは何だろうか。シンは同意についてシモンズの分析を援用している。

シモンズの同意論

同意とは、同意者のみが通常自由に行動できる領域内で行動する特別な権利を、同意者が他者に与えることである。

(Simmons 1979, 77)

- つまり、「同意とは、2人以上の行為者間の一種の取引関係であり、一方の行為者が他方の行為者にある程度の自律性を放棄することに賛成するものである。」 (Singh 2018, 1142)
- しかし、これだけでは反出生主義における同意の問題の含意を理解することは難しいので、同意とはどのようなものであるかについて補足しておく。
- 「同意あれば危害なし *volenti non fit iniuria*」: X が、「Y が a すること」に同意するとき、X の同意は Y が a することの道徳性を変化させる。窃盗を贈与に、障害を医療行為に、(両者が同意しあうなら) 暴行を格闘技に変えるものが同意である (Hurd 1996, 123; 瀧川 2017, 92)。
- なぜこのようなことが可能なのか。それは同意は同意内容と独立して、その道徳性を変化させるからである。つまり、同意は手続き的な道徳性である。

*4 厳密には、仮説的同意には主観的な基準によるものと客観的な基準によるものがある。主観的な基準による仮説的同意は介入を受ける本人の欲求充足を想定するものであり、客観的な基準による仮定的同意とはさしあたりロールズ風の無知のヴェール下において人々が選好するようなものであると考えればよい。紙幅の都合上、ここでは客観的な基準による仮説的同意のみを問題にして説明する。

- 「同意は拘束する *pacta sunt servanda*」：上述したように、同意は一方が他方になんらかの行為をする権利を与える。X が Y に a する権利を与えるとは、X が Y に a することを差し控えるように要求する権利や Y が a したことを非難する権利を喪失することについて、自己拘束することを意味する。

4 同意と反出生主義再考

- 以上のような同意の性質から反出生主義における同意について考えてみよう。
- 仮に出産が生まれてくる子の利益や自律性を無視できないレベルで損なうものであったとしても、同意があれば出産は道徳的に許容されるし、子はそれについて親に対して非難する権利を失うことになる。問題は「実際に」そのような同意が行われているかどうかである。
- この問題は、私のみるところ、政治的責務論（遵法責務論）に極めて近い構造をもっている。社会契約説によれば、私たちは自発的同意にもとづいて自然状態における自由を手放して、政治的責務や遵法責務を負う。そして、社会契約説の批判者たちは、そのような同意は現実には行われていないにもかかわらず、そのような責務を引き受けさせられているように思えるのはなぜかを批判したのであった。
- さて、この反論にもっともストレートに答えるものとして、「ある意味で」同意はあるのだ、とする一連の議論が存在する。本節では、政治的責務論における「ある意味での同意」論法と類比的に出産における「ある意味での同意」論が成り立つかを確認する。
- 私がこの類比を強調するのは、「政治的責務を負うことについてのある意味での同意が存在している」と主張する論法を検討することで、反出生主義における同意無効論をより精緻な議論を展開できるからである。同意無効論とは以下のようなものである。

出生以前にはそもそも同意主体が存在しないので、同意を取ることは原理的に不可能である。同意主体が存在するときに同意を得ずにその主体に何かを強制するのは間違いになり得るが、その論理は同意主体が存在しないときには適用できない。したがって、「同意がないから子どもを存在させることは間違っている」とは言えないことが導かれると同時に、「同意がないから子どもを存在させることは間違っていない」とも言えないことが導かれる。要するに同意不在論は子どもを生み出すことについて何の結論も導けないのである。(森岡 2021, 65)

- 同意の不在の無効論は、同意を取ることが原理的に不可能であるということは反出生主義にとって有利でも不利でもない、ということを強調する。冒頭に紹介したサミュエル氏の両親は「どうやったら（サミュエル氏を産み出すことの）同意が取れたのか教えて欲しい」と語ったというが、同意が取れていないという端的な事実は、出生について親を非難する場合にも用いることができる一方で、それについて非難される謂われがないと主張したい側も利用できるのである。
- しかし、同意には明示的同意のほかにも暗黙の同意や仮説的同意といったものが存在することが政治的責務論における社会契約説の解釈が教えるところである。これらをより細かくみていけば、反出生主義における同意不在論がどのようなものなのかがより良く理解できるだろう。

4.1 暗黙の同意（省略）

- まず、暗黙の同意 *tacit consent* を検討しよう。暗黙の同意は、例えば以下のような場合に推認される。

暗黙の同意の例

XとYが机を挟んで一緒に勉強している。Xは消しゴムを忘れたので、机の上にあったYの消しゴムをYの面前で何気なく取り、書き損じを消す。Yはそれを黙ってみている。

このとき、Yに何か起こったりあきれた様子がなければ、YはXの行為に暗黙の同意をしていると考えて差し支えないだろう（マナーの悪い行いではあるだろう）。

- 暗黙の同意は明示化されたものではないが現実の同意である。ロックは、旅行者や外国人や子供といったその社会のフルメンバーでない者も、政治的責務に服することを暗黙の同意として行っていると考えた（Locke 1698=1988, II. 119; cf. 小城 2012）。

どの統治下の領土のいかなる部分でも、これを所有したり享受したりしているすべての人は、それによって暗黙の同意を与えているのであり、それを享受している間は、その統治下にいるすべての人と同じ程度に、統治の法に服従しなければならない。

- つまり、ロックによれば、ある人がある統治領域内に居住しているという事実をもって、その法に統治領域内の法に服することに同意していると考えられるのに十分なのである。
- 私は、反出生主義をめぐる議論において、暗黙の同意論は「文句があるならなぜ生きているのか」という典型的な反応に現れていると考える。つまり、あなたが自殺せずに生のなかでさまざまなイベントを享受している事実が、あなたがあなたの誕生について同意していると考えられるために十分なのだ、というわけである。
- しかし、この暗黙の同意論は上手くいかない。まず、当該の領域内から退去することが現実的に不可能であったり、多大なコストがかかる場合、居住し続ける＝退去しないことをもって暗黙の同意とみなすことは不当である（瀧川 2017, 118）。さらに、ここには居住の自発性と同意の自発性の混同が見られる。自発的に居住しているという事実は同意が自発的に行われていることをなんら含意しない。そしてこれと類比的に、生き続けていることを出生に関する同意とみなすこともできない。自死にかかる精神的なコストはきわめて大きいし、ある人が生のなかで自発的に様々な出来事を享受しているという事実は、当人が出生について自発的に同意していることをなんら含意しない。

4.2 仮説的同意

- 仮説的同意の基本的な発想は、現実には同意が存在しないとしても、合理的であれば皆がそれに同意するだろうということを示すことによって、行為や制度を正当化するものである。
- 社会契約論の文脈では、仮説的同意は「合理的な個人であればそのような制度に同意することを意欲できるか」という仕方で政治制度の正当性を問うものである。ある特定の欲求をもった個人の立場を一度離れて、純粋に合理的な観点からそのような制度に同意することが可能であればその制度は正当であり、同意することができないようなものであればそれは正当なものではない。たとえば、あなたが現在の自分の年齢や所得を度外視した状態で「高額納税者なら優先的にワクチンを接種でき、かつその事実を他人に隠しておくことができる」という制度に同意できるか考えてみればよい。
- 仮説的同意の議論を反出生主義の問題に持ち込むことについては既に紹介したシフリンとシンの議論で確認した通りである。つまり「十分に合理的であれば生まれてくる子供は自分の出生に同意するだろうか」と考えることによって出産が正当化できるかを問うのである。
- これについてシフリンは四つの論拠から出産について生まれてくる子の仮説的同意を根拠にすることを批判している。(1) 何もしなければ大きな害はないという事実、(2) 行動を起こした場合、被る害は非常

に厳しいものになるかもしれないこと、(3) 課された条件から逃れるために高いコストをかけなくてはならない、(4) 仮説的同意のための手続きは課された条件を負う個人の特徴に基づいていない (Shiffrin 1999, 133)。

- しかし、まず注意しなければならないのは、仮説的同意はいわばヴァーチャルに個々人の同意「可能性」を問うための評価上の装置であって、現実の同意ではないことである。仮説的同意は現実の同意ではない以上、権利や義務を生じさせることはなく、二者間の道徳的関係が変化することもない。仮説的同意という理論的装置が有効なのは、「子供を出産することは正当化できるだろうか」ということを検証する場面においてであり、サミュエル氏のように現実的に「私はそのようなことに同意した覚えはない」＝「あなたはそのような権利を持っていない」と訴えられたときに仮説的同意を持ち出すことはそもそもできないのである（この点、シフリンやシンはやや曖昧であるように思われる）。これと同様に、仮説的同意は現実の政治的責務を正当化しない（制度の正当化の評価を行うことは可能であるとしても）(Dworkin 1977, 151; 小城 2017, 139)。

4.3 小括

以上、政治的責務論における同意の問題と類比させながら、反出生主義上の同意不在論を検討した。出産において生れてくる子の明示の同意がないのは自明であるが、暗黙の同意や仮説的同意といった「ある意味での同意」にまで同意概念を拡張しても、同意がなされていると考えることはできない。自発的に生き続けていることを出生についての暗黙の同意と見なすことは不当であり、合理的存在者なら意欲するはずであるといった仮説的同意は、シフリンに従えば純粋利益を促進するだけの行為には適用することができず、そもそも現実の同意ではないのでサミュエル氏のように実際に出生してから「両親にそのような権利はなかった」と訴えている場合はそもそもそのようなものを持ち出すことはできない。私の考えでは、同意をめぐる論点は反出生主義者が積極的に持ち出すようなものではなく、そうではない多くのひとが出生に関する暗黙の同意や仮説的同意を想定していることから生じているように思われる。反出生主義における同意の問題が一見するよりも複雑なのは、ある種の同意の存在を想定しているのは反出生主義者ではない人もそうであるのに、もっぱら反出生主義側が持ち出す論点であるように見えていることである。同意無効論は確かに正しいかもしれない。しかし、それによって理論的に影響を受けるのは反出生主義者だけでなく、仮説的同意を暗黙裡に想定している人も含まれるのである。

5 wrongful life 訴訟と仮説的同意

- そもそもシフリンが出生における同意を問題にしたのは、子供を産むことは通常考えられているよりも道徳的に無害なものではなく、子を産み出した親は強い責任と補償の義務を負うのであって、wrongful life 訴訟は子を産むことに関する例外的なケースではないことを示すことにあった。
- ワインバーグの出産許容原理も同様に、子供を産むのは親の自由であり権利であるという常識に対してそのリスクの見積もりを強く訴えるものであった。
- シフリンとワインバーグは（出産を pro tanto の害と考えるか制御可能なリスクと考えるか、害に関する主観的な基準を重視するか客観的な基準で十分と考えるかなど）理論的な違いはあるが、親が強い責任を持ち、可能な限りの最大限の保護が保証されてはじめて出産が許容されるとする点では一致している。
- この論点は wrongful life 訴訟で問題となっていた「損害としての生」の可能性を拡張させるものである。wrongful life 訴訟と呼ばれるものはかなり多様なので一般的な定義は難しいが、典型的には次のようなものを考えればいだろう。

— wrongful life 訴訟の例 —

風疹に罹った妊婦が医師に相談し、生まれてくる子には障害（先天性風疹症候群）はないだろうと診断されたにもかかわらず、実際には子どもが障害をもって生まれたとしよう。この場合、正しい見通しを告げられていれば母親は妊娠中絶をしたはずであり、その結果、子どもは生まれず、したがって障害に苦しまなくてすんだだろう。

だから誤診をした医師は「生そのものという損害」について賠償せよ。（加藤 2019）

- 現実的には（フランスにおける「ペリュシュ事件」を例外として）多くの国で wrongful life 訴訟は拒けられてきた。おそらくこれからもそうであろう*5。日本では 2014 年に国内初の訴訟の判決が下されたが、羊水検査の結果を誤って通知した医師の過失と三か月でこの世を去ったダウン症児の出産についての因果関係は認められず、慰謝料は両親の被った精神的苦痛に対するものに限定された（河合 2018）。
- シフリンもまた、自分の議論はすべての子供に訴訟原因があることに「理論的にはイエス」としつつ（Shiffrin 1999, 141）、現実には 1. ほとんどの子供は自分が生まれたことを恩恵と考える 2. ほとんどの親は子供の生の負担を軽減するための十分な支援をしている 3. 法的権利を有していても家族間で損害賠償を訴えることは心理的・道徳的障壁がある 4. 裁判所がすべての道徳的主張に対して司法的な救済を行うとは考えられない、という四つの要因から「生れてきたことの害」を理由に両親を訴えることが爆発的に増えることはないとしている。
- 反出生主義がたとえどれだけ説得的であったとしても、現実的には中川優一の言うように新たに生まれてきた子供を迎え入れるための条件を整備する、（反出生主義者からすればいわば次善の）道をとるしかないように思われる。

どれだけ哲学的に正しい回答を提示したとしても、今後生殖が完全に、少なくとも私たちの自発的な決定の結果として、中止されることはないだろう。どのような状況であっても、子どもを産んでしまうのが生物であり人間である。この点を踏まえるならば、生殖倫理は（中略）原則的に産むことは許容可能なだけでも、それでもなお産み落とされる子どもたちをどう迎え入れるのか、またそのためにどのような正義が求められるのかを追求していく道を選びとる方がよいように思われる。（中川 2020, 14）

- 最後に、中川の言う「どのような正義が求められるか」を追及する方針として、ここでこそ仮説的同意を用いた正当化の検証手続きが有効であることを指摘しておきたい。先述のように、仮説的同意は現実の同意とは異なり、なんらの権利や義務を創出するものではないが、制度や行為が正当化可能かどうかを検証するためにこそ役割を果たすものなのであった。
- たとえば、森岡は著書のなかでワインバーグの出産許容原理に次のような原理を付け加えることを提案している（森岡 2020, 302）。

— 応答責任原理 —

親になろうとする者は、生まれた子どもが誕生否定の考えを抱いて親に「なぜ自分を産んだのか」と問うたときにその問いに真摯に応答していく、という決意を持たなくてはならない。

- 森岡によるこの追加の要請は、子が自分の出生の是非に疑問を抱く自由をもつことと両親がそれに応答する義務があることを意味しているだろう。私の見るところ、これは合理的に十分に受け入れることのできるものである。このように、「そもそも出産することは完全に親の自由なのか」ということを反省

*5 単に裁判実務上の問題だけでなく、wrongful life 訴訟は生れてきた場合と生まれてこなかった場合の人生の質を比較することで「損害」を訴えるが、そのような比較がそもそも可能なのかという哲学上の問題があることも指摘されている（加藤 2004; 2007）。哲学的に興味深い問題だが本稿で扱うことはできない。

し、必要であれば条件を加えていくこと（現実が生じるリスクと原則の均衡を図ること）に仮説的同意は有効なのである。

- 出産の許容原理をめぐる議論はリプロダクティブライツの問題系を巻き込みつつ、今後も検討されていくはずである。そうであるとすれば、仮説的同意という理論的装置はそうした議論のなかで再び意味をもっていくだろう。

参考文献

- [1] Dworkin, Ronald (1977). *Taking Rights Seriously*. Harvard University Press.
- [2] Hurd, Heidi M. (1996) The Moral Magic of Consent. *Legal Theory*. 2 (2):121-146.
- [3] Locke, John. (1698=1988) *Two Treatises of Government*. edited by Peter Laslett. Cambridge University Press. 加藤節訳 (2007) 『統治二論』岩波書店.
- [4] Samuel, Raphael (2021). *How to stop all human suffering*, nihilland, <https://t.co/nRsfgmKePj?amp=1> (最終閲覧日 2021 年 5 月 29 日)
- [5] Shiffrin, Seana (1999). wrongful Life, Procreative Responsibility, and the Significance of Harm. *Legal Theory* 5 (2):117-148.
- [6] Simmons, A. John (1979). *Moral Principles and Political Obligations*. Princeton University Press.
- [7] Singh, Asheel (2018). The Hypothetical Consent Objection to Anti-Natalism. *Ethical Theory and Moral Practice* 21 (5):1135-1150.
- [8] Weinberg, Rivka (2016). *The Risk of a Lifetime: How, When, and Why Procreation May Be Permissible*. Oxford University Press USA.
- [9] 加藤秀一 (2004) 「生まれたいほうが良かった」という思想をめぐる『社会学評論』55 巻 3 号、298-313.
- [10] 加藤秀一 (2007) 『〈個〉からはじめる生命論』NHK 出版.
- [11] 加藤秀一 (2019) 「なぜ私を産んだ！」親や医師を訴えるロングフル・ライフ訴訟とは何か」現代ビジネスオンライン、<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/63516> (最終閲覧日 2021 年 5 月 29 日)
- [12] 河合香織 (2018=2021) 『選べなかった命 出生前診断の誤診で生まれた子』文春文庫.
- [13] 小城拓理 (2012) 「ロックにおける暗黙の同意」『イギリス哲学研究』第 35 号、21-35.
- [14] 小城拓理 (2017) 『ロック倫理学の再生』晃洋書房.
- [15] 瀧川裕英 (2017) 『国家の哲学 政治的責務から地球共和国へ』東京大学出版会.
- [16] 中川優一 (2020) 「何に対する同意が不在なのか 生殖の許容可能性と同意の不在問題について」第 20 回 早稲田超域哲学研究会配布資料 (著者 researchmap 上で入手可).
- [17] 森岡正博 (2020) 『生れてこない方がよかったのか？ 生命の哲学へ！』筑摩選書.
- [18] 森岡正博 (2021) 「反出生主義とは何か その定義とカテゴリー」『現代生命哲学研究』第 10 号、39-67.
- [19] ピーター (2021) 「同意不在型反出生主義の検討」https://note.com/peter_taropines/n/n2e5a053ce18b (最終閲覧日 2021 年 5 月 29 日)